

クラウドフレア事件

東京地判令和7年11月19日(令和4年(ワ)2388号)

弁護士 松阪 絵里佳



1 事案の概要

本件は、漫画作品の各著作権者から作品を出版及び公衆送信することにつき許諾を受けている出版社らが原告となり、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク(CDN)サービスの提供者であるCloudflare社に対して、海賊版サイト運営者にCDNを提供していたことを理由として著作権侵害に基づく損害賠償を請求し、第一審においてその請求が認められた事件である。

原告がCloudflare社を被告とした背景の一つとして、海賊版サイトの運営者に対して、本人確認等の措置が十分でなく匿名性の高いCDNが提供されることで、海賊版サイトの存在を把握したとしても運営者を特定することが極めて困難であることが挙げられる。

2 争点

判決によると、本件の争点は前提としての①国際裁判管轄の有無、被告を公衆送信の主体とする主位的請求における②公衆送信の主体、被告に侵害の幫助を追及する予備的請求における③プロバイダ責任制限法に基づく免責、④被告による著作権侵害の幫助の成否、両請求について⑤著作権47条の4第1項による権利制限の可否、⑥損害の額と多岐にわたる。今回は、主に②、③、④、⑥の争点に関する判断を紹介する。

3 自動公衆送信の主体

判決は、まねきTV事件最高裁判決(平成23年1月18日)の規範を引用した上で、自動公衆送信の主体は、ホスト型配信(CDNサーバにキャッシュが存在しない場合)においては被告サーバへの入力をする者、キャッシュ型配信においては被告サーバの記録媒体に記録をする者であるとした。前者については、サイト運営者が海賊版コンテンツをオリジンサーバに記録し、被告サービスの利用設定をしたことにより可能となったから、運営者が主体であり、被告サーバへの記録はホスト型配信の際にキャッシュ機能によって自動的にされるものであることから、キャッシュ型配信における公衆送信の主体もサイト運営者であり、被告ではないと判断した。

4 プロバイダ責任法による免責

(損害賠償責任の制限)

第三条

特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、(省略)「関係役務提供者」(省略)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合(注：柱書要件)であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

(省略)

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき(注：2号要件)。

被告が海賊版コンテンツの公衆送信の主体でないと判断を前提とすると、被告に損害賠償責任が成立するためには、プロバイダ責任法3条1項の要件が満たされなければならない。

2号要件について、裁判所は、被告に対する原告ら代理人弁護士からの通知の存在、コンテンツのタイトルや各ページの透かしが海賊版コンテンツであることをうかがわせること、これほど多数のタイトルの漫画の複製データが無料で配信されることは考え難く、前述の事情と相まって、いわゆる海賊版サイトであることは明らかであることから、この要件は満たされると判断した。

柱書要件については、「本件コンテンツ以外のコンテンツの配信は本件コンテンツの配信による著作権の侵害を助長するものであり、それらのコンテンツについて被告サービスを通じた配信を停止することになったとしても、まったく無関係な情報の配信を停止するものとはとはいえない」として、個別のコンテンツについてCDNの提供を停止することは困難であるとしても、サイト運営者に対するサービスの提供の停止は「技術的に可能」であったとの判断を示し、被告はプロバイダ責任法3条1項の下で損害賠償責任を負うとした。

5 著作権侵害の幫助の成否

本件サイトにおいては、キャッシュ配信が占める割合が95～99%にもものぼり、被告サービスによってサイト運営者のオリジンサーバの負荷は大幅に軽減され、多くの配信を効率的に行うことができたこと、被告とサイト運営者との利用契約に際して本人確認手続が行われなかったものと推認され、サイト運営者は利用契

約に関する法的な開示手続がされたとしても権利行使を受けるおそれがないという強度な匿名性を享受していたことから、「被告は、本件各ウェブサイトについて被告サービスを提供することにより、本件運営者による原告らの著作権の侵害を容易にし、原告らの著作権の侵害を過失により幫助したものと認められる」として、著作権侵害の幫助の成立を認めた。

6 結論

本件判決の損害額の認定は著作権法114条3項に基づいており、海賊版サイトにアクセスしたユーザがいつでも無償で著作物を閲読することができ、通常の電子書籍ストアが備えるコピープロテクションを備えておらず、各ページには透かしが挿入されているなどの態様を踏まえると、原告らが通常の電子書籍ストアの事業者と使用許諾契約を締結する場合と同様の水準の使用料でコンテンツの配信を許諾することはあり得ないと述べたうえで、通常の出版社への売上の配分は55～70%であるところ、本件における侵害の態様、著作権の侵害を前提とした対価の認定であることを含む一切の事情を考慮すれば、114条3項の相当な使用料率を80%と認めるのが相当であるとして、通常の使用料率よりも高い料率を認定した。

また、故意または重過失がないことや被告の関与が限定的であることから減額すべきとの被告の主張は容れず、裁判所は、損害の額を合計36億円余りと認定し、各社の一部請求額の範囲(合計約5億円)で、請求を認める判決をした。